

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年1月14日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 豊田市ふるさと納税を活用した地域活性化業務委託
- (2) 業務概要 本業務は、民間事業者が持つノウハウを活用し、本市のふるさと納税を効率的かつ効果的に運用することで、返礼品を通じて特産品や体験等の魅力を広く発信するとともに、地域活性化を図ることを目的とする。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日(水)
- (4) 提案限度額 寄附額の7%(消費税額及び地方消費税を含まない)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有すること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登録事項証明書(履歴事項全部証明書)	法務局で発行
納税証明書(国税) (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書(愛知県民)※ (未納の税額がないことの証明)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書(豊田市税)※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、地方自治法施行令(昭和22政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注のふるさと納税に係る業務で元請として1件当たりの最終支払い実績金額（税込金額）1千万円以上の履行実績を有する者であること。
- (8) 契約後3カ月以内に豊田市内に事業所を設置し、ふるさと納税の運営に係る業務経験を有した専従責任者（正社員）を常駐配置することができること。契約時点で豊田市内に事業所を有する場合は、同事業所内で同様の体制がとれること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年1月14日（水）から令和8年1月27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 交付場所 豊田市役所魅力創造部シティプロモーション戦略課（南庁舎2階）又はシティプロモーション戦略課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年1月27日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所魅力創造部シティプロモーション戦略課（南庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年1月28日（水）まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年1月27日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回 答 令和8年1月30日（金）までにシティプロモーション戦略課ホームページに公表及び参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

- (1) A4サイズ片面15枚以内（表紙及び「オ 見積書及び積算内訳書」は制限枚数から除く。）に下記内容を記載すること。様式は自由。提出部数は、紙媒体で正本1部と副本8部（両面印刷可）、電子媒体で正副各1部とする。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 業務経歴

会社概要、ふるさと納税に係る業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、実績については令和2年4月以降における、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で、「ふるさと納税に係る業務で元請として1件当たりの最終支払い実績金額（税込金額）1千万円以上の履行実績

を有する者であること」及び「ふるさと納税に係る委託業務の受託実績数（公告日まで
に完了しているものに限る）（契約金額を問わない）」が判別できる資料を添付するこ
と。

イ 業務担当体制

業務担当責任者等の経歴、ふるさと納税に係る業務実績、現在の手持ち業務。

ウ 本業務への提案や意見

以下の項目を中心に、評価基準を参考に作成すること。

- ①業務体制構築・総括管理に関する提案
- ②本市の現状把握
- ③本市のふるさと納税の管理運営に関する提案
- ④本市のプロモーションに関する提案
- ⑤提案の独自性

エ 工程計画

オ 見積書及び積算内訳書（１部）

委託料率を記載すること。

- (2) 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除
き、当該第三者の承諾を得ることとする。第三者の著作物の使用に関する責めは、使
用した参加者が全て負うものとする。
- (3) 豊田市は、審査に必要な範囲で、提出図書を複製することがある。
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本
市から指示があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成１０年条例第３４号）の
規定に基づき、提出書類を公開することがある。

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和８年２月６日（金）午後５時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所魅力創造部シティプロモーション戦略課（南庁舎２階）
- (3) 提出方法 紙媒体（正本１部 副本８部）：提出方法は持参又は郵送にて提出
電子媒体（PDF等）：電子メールにて提出
- (4) そ の 他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限ま
でにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメールにより
提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和８年２月１２日（木）午前１０時から午後５時までの指定する
２５分間（時間は対象者に後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所東６１会議室（東庁舎６階）
- (3) 備 考 ア 説明１０分以内（時間厳守）、質疑応答１５分とする。
イ 出席者は３名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。
ウ 説明は提出資料のみとし、追加資料等の持込みは認めない。
エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、
自己紹介は行わないこと。

オ 感染症などの流行状況によっては、ヒアリングの方法を変更する
場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティ
ングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウ
の採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定
する。詳細は別紙「評価基準」のとおり。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（40点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（50点）

イ 業務実施計画等（64点）【選考委員評価】

- (ア) 本業務についての提案・意見（60点）
 - ①業務体制構築・総括管理に関する提案（12点）
 - ②本市の現状把握（8点）
 - ③本市のふるさと納税の管理運営に関する提案（24点）
 - ④本市のプロモーションに関する提案（8点）
 - ⑤提案の独自性（8点）
- (イ) 工程計画（4点）

ウ 価格（90点）【事務局評価】

以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 = 90点満点（価格点数）×（最低見積委託料率÷見積提示委託料率）

※評価点（500点）=（業務経歴（90点））+（業務実施計画（64点）×5人）+
（価格（90点））

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等」の合計得
点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（264点）に達しない場合は最優秀提案者
として選定しない。

11 選考委員

選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	豊田市魅力創造部参事（シティプロモーション施策担当）	中神 泰次
委員	有識者（豊田商工会議所 中小企業相談所長）	丹羽 亮介
	有識者（DAIWA 株式会社 代表）	笹藪 今日子
	豊田市魅力創造部観光誘客推進課長	酒井 一裕
	豊田市魅力創造部シティプロモーション戦略課長	山内 康資

12 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知（予定）日 令和8年2月13日（金）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約（予定）日 令和8年4月2日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提

出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.3 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 次に掲げる提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (7) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、令和9年度、令和10年度の本業務について、特定された事業者と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

豊田市 魅力創造部 シティプロモーション戦略課

住 所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電 話 0565-34-6761（直通） FAX 0565-32-9779

メール promotion@city.toyota.aichi.jp

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。